

電力・ガス契約のトラブルにご注意を!

平成28年に電力、平成29年にガスの小売全面自由化が行われてから4年以上が経過しましたが、電力・ガスの契約に関する相談が引き続き消費生活センターに寄せられています。

相談事例

突然、事業者が訪問し、電気の契約を変更すると料金が安くなると勧誘された。現在契約している会社の新たなプランだと思って承諾したが、後日、別の電力会社との契約だったと分かった。



アドバイス

- ・大手電力・ガス会社を名乗って勧誘するケースや、マンション全体の契約が変わるといった間違った認識をさせる説明を行うケースがあります。相手の会社名や連絡先、契約条件をよく確認しましょう。
- ・困ったときは、最寄りの消費生活センターなどの相談窓口へ相談しましょう。

広島市消費生活センター ☎ 082-225-3300

開館時間/午前10時～午後7時 (休館日: 火曜日及び12月29日～1月3日)

知っ得

なっとく

2022.2
No.209

18歳から大人に!



消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています!

「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、できるだけ電話相談をご利用ください。」

広島市消費生活センター
TEL 082-225-3300

●受付時間/10:00～19:00 (消費生活相談用)
●火曜日と12月29日～1月3日は休み

広島市ホームページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

キーワード「消費生活センター」

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

- 講師派遣: 無料
- 時間: 約1～2時間
- 参加者: 広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、講師を派遣できない場合があります。

公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320

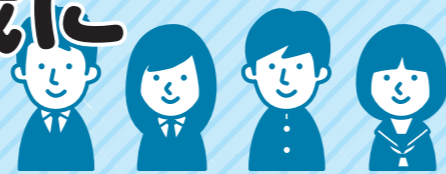
申込みお問合せ先
受付: 午前10時～午後5時 (火曜日・日曜日・祝日を除く)

消費者被害に遭わないために



2022年4月から

成年年齢が18歳に引き下げられます！



日本での成年年齢は民法で20歳と定められています。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から成人になります。成年に達すると、できるようになることは増えていますが、その一方でこれまで通り20歳にならないとできないこともあります。成年の定義が見直されることで何が変わるのか確認してみましょう。

成年年齢が引き下げられることによる注意点

◆ 事例

18歳のAさんは、動画投稿サイトで「初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、除毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると5回分の受け取りが条件の定期購入だったことがわかった。契約を解約したい。

2022年3月31日まで

Aさんは未成年であるため、未成年者取消権を行使して契約を解約することができる。

2022年4月1日から

Aさんは成年であるため、未成年者取消権を行使して契約を解約することができない。



18歳(成年)になったらできること

(例)

◆親の同意なしに契約ができる

- ・携帯電話の契約
- ・クレジットカードの作成
- ・一人暮らしの部屋を借りる

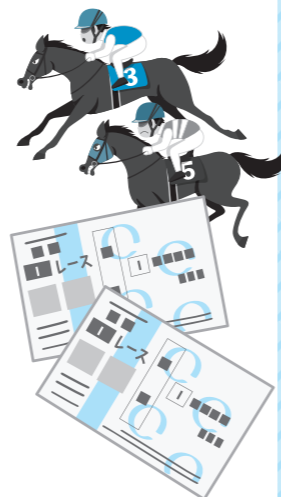
◆医師免許や司法書士などの国家資格をとる



20歳にならないとできないこと

(例)

- ◆飲酒をすること
- ◆喫煙をすること
- ◆養子を迎えること
- ◆競馬や競輪などの公営ギャンブル

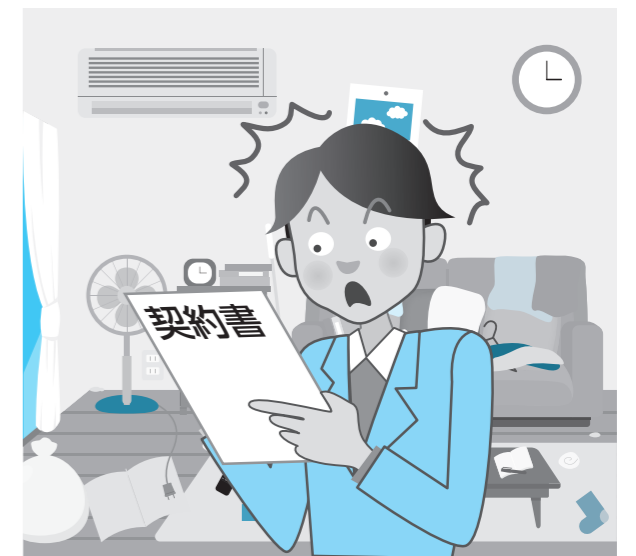


ここに注意！



成年年齢が引き下げられることにより、18歳、19歳の方も未成年者取消権を行使することができなくなるため注意が必要です。

解約するためには、契約相手と、解約について合意を得る必要があります。



◆ アドバイス

- ・契約をする前に、契約内容をよく確認しましょう。
- ・お金は計画的に使用し、自分の目的や条件に合ったものを選びましょう。
- ・困ったときは、最寄りの消費生活センターなどの相談窓口へ相談しましょう。